

公布された規則のあらまし

◇静岡県建設工事執行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由

中央建設業審議会において公共工事標準請負契約約款の改正がなされ、同審議会から改正後の約款の実施について勧告がなされたことに伴い、必要な改正を行いました。

2 内容

- (1) 監理技術者を補佐する者を設置する場合は、この者の氏名等を契約担当者に通知することとしました。（第22条、様式第11号関係）
- (2) 工事を施工しない日又は工事を施工しない時間帯を定める場合は、その内容を契約書等に記載することとしました。（様式第3号～様式第4号関係）
- (3) その他必要な改正を行いました。

3 施行期日

この規則は、令和2年10月1日から施行することとしました。